



国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。現在のものは8月から使用できなくなります。7月中旬に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)⑰番窓口 ☎4302-9956

後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と保険料決定通知書を送付します

75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方に、7月上旬に新しい被保険者証(桃色)を送付します。現在の薄緑色のものは8月から使えなくなりますのでご注意ください。7月中旬に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問い合わせください。また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します。保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)⑰番窓口 ☎4302-9956

キャッシュカードによる口座振替申込実施について

大阪市国民健康保険料については、口座振替(自動払込)によりお支払いいただくことを基本としています。平成25年7月より、下記の指定金融機関のキャッシュカードを区役所にお持ちいただくと、その場ですぐに口座振替(自動払込)の手続きができますので、ぜひご利用ください。なお、後期高齢者医療保険料についても同様に口座振替(自動払込)の手続きができます。

《ペイジー口座振替受付サービス 取扱金融機関》

みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・近畿大阪銀行・池田泉州銀行・関西アーバン銀行・大阪信用金庫・大阪市信用金庫・永和信用金庫・十三信用金庫・ゆうちょ銀行

問合せ 窓口サービス課(保険年金)⑱番窓口 ☎4302-9946

こどもの医療費を助成します

病院や診療所で診療を受けた場合に、「こどもすこやか医療証」を交付し、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担(標準負担額)を助成しています。

対象 0歳から15歳(中学校修了)まで
※3歳以上は所得制限があります

※制度をご存知ないまま医療機関を受診された場合も、払い戻しができる場合がありますのでご相談ください。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)⑳番窓口 ☎4302-9857

児童手当を受給されている方へ

児童手当を受給されており、現況届の提出が必要な方には、6月初旬に「現況届」をお送りしています。提出締切は6月末日でしたが、まだお済でない方はすぐご提出ください。この届の提出がないと、引き続き児童手当の受給ができませんのでご注意ください。なお、厚生年金・共済組合の加入者については、受給者及び配偶者の健康保険証の写しが必要です。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)⑳番窓口 ☎4302-9857

日曜法律相談(無料・要電話予約)

日時 7月28日(日) 午前9時30分～午後1時30分

場所 都島区役所(都島区中野町2-16-20)

大正区役所(大正区千島2-7-95)

城東区役所(城東区中央3-4-29)

対象・定員 市内在住の方各16名(先着順)

予約受付 7月25日(木)・26日(金) 午前 9時30分～正午

【予約専用電話】☎6208-8805

問合せ 大阪市総合コールセンター ☎4301-7285

介護保険料(変更)決定通知書を送付します

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、年金から天引きで保険料を納めていただいている方に、平成25年度の市町村民税の確定にともない、介護保険料決定通知書を7月中旬にお送りします。

また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階が変わる場合や納付方法が年金天引きに変わる場合には、改めて決定通知書をお送りします。



問合せ 保健福祉課(地域福祉)㉑番窓口 ☎4302-9857

介護用品給付券を交付します

高齢者を介護するご家族の負担軽減のため、紙おむつなどの介護用品を支給します。対象は介護保険の要介護4または5、および要介護3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の高齢者を在宅介護している市民税非課税世帯です。申請の際には、印鑑と介護保険被保険者証をお持ちください。受給中の世帯主の方には、6月に継続申請の案内を送付していますが、届いていない方は7月中旬に区役所保健福祉課までお問い合わせください。

問合せ 保健福祉課(介護保険)㉒番窓口 ☎4302-9859

「古紙・衣類分別収集」「ごみの分別排出の徹底」リーフレットを各ご家庭へ配布します

平成25年10月1日から、古紙・衣類分別収集を全区で実施します。また、普通ごみの中に「資源ごみ」や「容器包装プラスチック」、「古紙・衣類」の対象品目が混ざっているなど、分別排出ルールが守られていないごみは、啓発シールを貼り収集せず残置します。

詳しくは、7月22日(月)～8月9日(金)の間に各ご家庭へ配布する「古紙・衣類分別収集」「ごみの分別排出の徹底」リーフレットをご覧ください。配布期間が過ぎても届かない場合は、お問い合わせください。皆様のご理解とご協力をお願いします。



問合せ 環境局事業部
家庭ごみ減量課
☎6630-3259 FAX6630-3581

市税の納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は、7月31日(水)です。

市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。市税の納付には口座振替・自動払込が便利です。ぜひご利用ください。

問合せ あべの市税事務所 固定資産税担当
☎4396-2957(土地)、2958(家屋)、2959(償却資産)